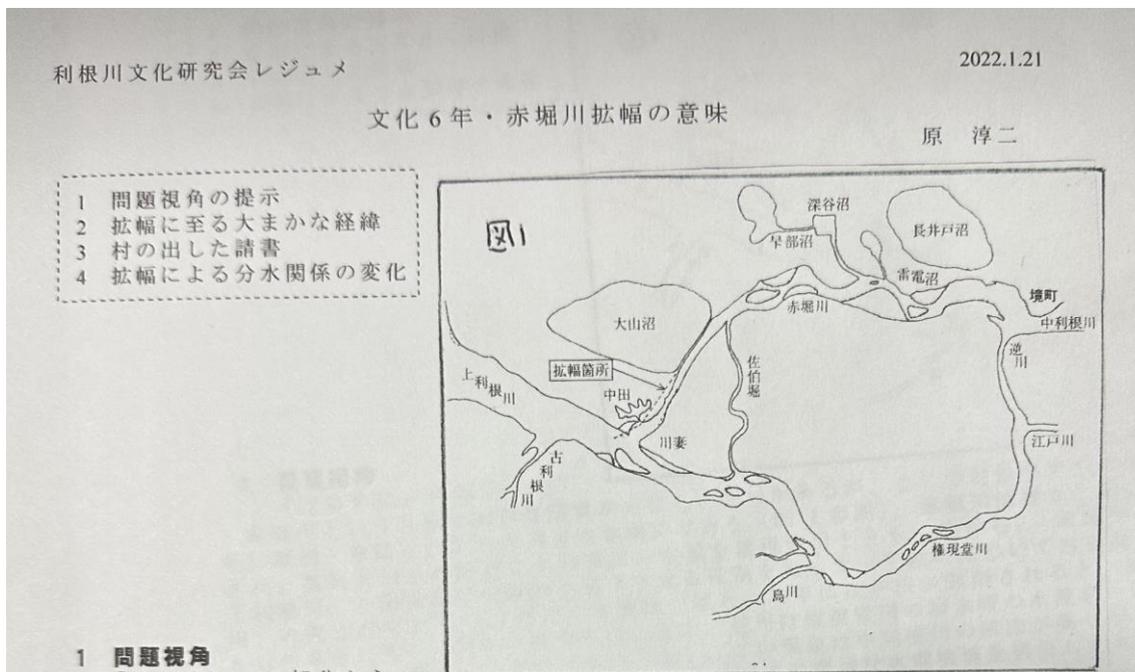


文化6年 赤堀川拡幅の意味



1 問題視角

「はじめに」の部分から

赤堀川という名称の河川は関東地方にもいくつかあるが、ここで対象とするのは元和七年（1621）に開削・整備された人工河川の赤堀川である（図1参照）。

赤堀川は寛永二年（1625）にも拡幅され、渡良瀬川をあわせた上利根川の水流を権現堂川とともに分かち、「常陸川」（中・下利根川）と関宿城下の逆川へ流下させる役割を担った（常陸川については、拙稿「常陸川」の再検討を参照）。

逆川の水流は、寛永一七年（1640）に江戸川が開削されると、権現堂川からのを合わせて江戸川へ流下した。

また、逆川は権現堂川の満水時の水流を一部逆流させ、中利根川へ流すこともあった（しかし、この現象は中利根川の河床が高くなると起きにくくなった）。

その理由はともかくも、幕府はこの複雑な水理機構を構築したわけだが、その後の河川状況の変化により様々な問題を内包することになったのである。

幕府は赤堀川を承応三年（1654）にも拡幅するが、その後、川幅は自然に広がるに任せ、一五〇余年を経た文化六年（1809）になって新たな改修を迫られた。

これはよく知られた出来事であるが、関連史料が乏しいこともあり、その目的や意義について意見が分かれている。

これは、地域的利害が相反する中・下利根川や江戸川への分水量に関わることで、その評価が難しいからである。

では、文化六年（1809）の拡幅に関する言説や近年の研究を簡単に振り返ってみよう。

幕末に書かれ、現在の近世利根川研究に影響力を持つ清宮秀堅『下総旧事考』には、拡幅により「常陸川水勢洪大、江戸川幾如支流」とある。（頁）

これ以後、中・下利根川への水勢が大きく増し、本流筋が江戸川から移ったようになったという。

このような見方は、幕末生まれの地理学者河田「利根川流域沿革考」でも同様である。

彼によれば、拡幅により上利根川の水流が、概ね赤堀川から中利根川へと流下したことで舟運網が広がり、利根川の名称も権現堂川・江戸川筋から赤堀川・中利根川筋に移ったという（『史学雑誌』第四三号）。

また、明治二、三〇年代に利根川改修を政府に求めた栗橋出身の根岸門蔵は、『利根川治水考』において、拡幅により上利根川の洪水の疎通が円滑になり、上流域の水害が幾分減少したという（同附録第壱・三一四頁）。

このように、清宮や河田、根岸は、赤堀川拡幅の目的に直接言及してはいないものの、上利根川の水流が江戸川よりも中利根川へ多く流れ、中利根川での舟運の利便性や上流での洪水処理に寄与したという。

ここまで赤堀川拡幅の目的は明確にされなかったが、吉田東伍『利根治水論考』においては、上利根川と江戸川での水害対策のため行われた、とされた。（『利根治水論考』八二～三頁）。

しかし、河床の高い中利根川へ水行をつけるのは難しく、江戸川での水害を減らすことには繋がらなかった、とされた。

彼は、著書の中で、関宿の重臣船橋随庵の意見を引くが、そこには赤堀川を拡幅しても、その費用に見合っただけの水量を流すことは困難とあるのである。（『舟橋氏雑書』（静嘉堂文庫））。

ただし、随庵は拡幅により赤堀川への水量が増えることは、否定はせず、上流域では水害が減少したとする。

一方で、その分、中・下利根川で水災を多く蒙るようになったという。

ところで、現在では赤堀川の拡幅目的やそれが及ぼした影響について、大熊孝『利根川治水の変遷と水害』による見解が定説化していると思われる。

それによると、拡幅のきっかけは、天明六年（1786）と享和二年（1802）の権現堂堤破堤による江戸水害にあり、赤堀川を拡幅して利根川洪水のほとんどを中・下利根川に押

し込むとの構想のもと行われたとあって(同九五頁、つまり、拡幅の目的は、上利根川から権現堂川へ流入する洪水量を減らして権現堂堤を保全し、水害から江戸を守るためとしたのである(宮川忠『水害』でも同様に、二度の権現堂堤の破堤により赤堀川を拡幅して利根川水系を鬼怒川水系に押し込む構想が明確に登場し、同時に、江戸川筋への洪水流下を極端に制限する方向が打ち出されたとする。(一一六頁 一九八五年)

その反面、上利根川からの洪水流人により、中・下利根川流域では、河床が一層高められ(八四頁)、沿川での水腐地の増大をみたという。(八八頁)。

近年の『幸手市史』でも、享和二年(1802)の大水による権現堂堤の決壊以後、権現堂治水の重要性を認識した幕府は、ようやく重い腰を上げ、拡幅工事を実施した。

これにより上利根川から赤堀川へ多く分水されるようになり、ここに「赤堀川の主流化」が実現したとある(『幸手市史』通史編 六九五頁)。

その他、幕府の標榜した拡幅目的について、拙稿「中利根川の改修」では幕府が流域諸村から出させた請書から、定説となっている水害からの江戸防備に加え、中利根川筋への通水量を増やし、利根川舟運の円滑化を上げていることを示した(『下総さかい』第五号一九九九年)。

また、近年では、松浦茂樹「近世後半の権現堂堤強化と赤堀川拡幅」が、拡幅の目的として拙稿の示したことではなしに、埼玉平野の保全、就中日光街道の維持にあったとしている(『水利科学』三八〇号 二〇二一年)。

これについては本論の中で検討行こう。

その他にも多くの論考があり、様々な意見が出されている。

しかし、それらを読んで感じるのは、吉田東伍や船橋随庵による赤堀川を拡幅しても、上利根川から河床の高い中利根川への分水量を一段と増やすことは難しい、との指摘に注意が払われていないことである。

つまり、拡幅による権現堂川と赤堀川への分水量の変化を確認せず、また逆川から江戸川への流下量を見逃して議論を進めているのである。

それは、赤堀川の拡幅により上利根川の水は、中利根川へ多く流下するものという思い込みのせいだと思われる。

さらに、そもそも中利根川流域の村むらによる抵抗運動などを含め、拡幅に至る実態が十分に解明されているとはいえない。

この問題については、以前にも取り上げたこともあるが(拙稿「中利根川の改修」)、今一度、この利根川改修事業について、拡幅の目的やそこに至る過程、それが中・下利根川へ与えた影響を明らかにし、近世利根川改修史上での意義についても検討していきたい。

2 拡幅へ至る大まかな経緯

寛政8年(1796)11月 上州邑楽郡村々では、渡良瀬川の利根川落日での河川改修を願う(中利根川への分水路開削願)。

9年頃 関宿関所台の強化(江戸川への洪水流入を防ぐ棒出し強化)

11年 赤堀川末の高洲取払御普請願いについて支障の有無照会。

これに対して、中利根川流域の長谷村などでは、これが赤堀川拡幅に繋がるのではないかと心配する。

享和3年(1803)1月 中利根川流域では赤堀川拡幅の風聞に驚く。

この月、赤堀川や中利根川での前年6月末の水害による御普請が終わる。

閏1月 赤堀川流域では赤堀川拡幅の請書を出させられる。

この月、権現堂堤が幸手領の自普請により丈夫に修築される。

2月 関宿領を含め中利根川諸村では拡幅中止の嘆願、江戸での訴訟活動開始。

関宿宿では、老中松平信明や勘定奉行中川忠英を相手に中止の働きかけ。

10月~11月、利根川の境町から木野崎村までの間の河床が高い。

享和2年の大洪で州が出来、滞筋が塞がり、通船が困難となった。

これは赤堀川から逆川への分水が多いことによる。

そこで、赤堀川の山王村地先から瀬分堤を築き、赤堀川の流水の大半を中利根川へ流下させ、深筋を維持したいとの願いがある。(大場家)

文化1年(1804) 加村から鹿島灘への放水路開削願い(流政の水難除去、新田開発、常陸から江戸への舟運の円滑化を目的とする)

1~2年 幕府から赤堀川の水行について「御札」がある。

3~4年 ロシア軍艦による樺太、択捉などの攻撃により、日本の対外危機意識が盛り上がる。

4年 寛政4年に続き、現堂川流頭部を狭める杭出し御普請が行われる。

6月 洪水 赤堀川流域で被害

11月 勘定吟味役金沢瀬兵衛を中心とした集団が、江戸川、関宿関所や棒出し、逆川や境河岸、中利根川流域を巡視。

文化5年(1805) 赤堀川の逆川の分岐点に瀬分堤の御普請が行われる

3月 関宿藩では領内の村々へ、江戸での訴願活動を指示する。

しかし、これは幕府に無視され、効果がない。

3月 中利根川の野木崎村と大木村から、川筋が悪く、秋になると水行がなくなり通船が出来なくなるとのことで川浚いを願う。(雑名※史料)

5月 江戸での赤堀川拡幅阻止訴訟について、関宿藩の村々は諦める。

惣代らが帰村。

7月（中田宿、台町、境町などの請書） 上利根川の流水は権現堂川へ流れ、赤堀川の方は埋まって通船にも支障がある。

そこで、両川共にほどよく流れるように御普請を行う。

それにより支障がある古河領、関宿領地は見分の上、御普請を行うつもりなので拡幅を承知する。（『猿島の郷土史』）

9月（関宿藩領浦向村の請書） 拡幅により保ち方が厳しい箇所については、見分の上、御普請が行われるとのことで拡幅を承知する。

御普請を行ってくれとのこと。

文化5年末～6年始め、赤堀川拡幅が行われる。

6～7年 中利根川での濬立御普請が行われる。

10年 赤堀川の20間の拡幅を求める願人が現れる。

鹿島離への放水路開削願人が現れる。

3 村の出した請書

史料1

享和三年（1803）閏一月、拡幅に先立つ地元調査で、赤堀川流域の村々が出させられた請書
百戸村

赤堀川切広ヶ口書印形 一札写

享和二年閏正月二 一日夜

数馬写

就思召村々難渋

差上申一札之事

此度利根川流末権現堂川赤堀川水行直シ為 御見分被成御越川筋被成御見分候所、一体上筋川々も連々押埋近来床高二相成、少々之雨天二も満水いたし、利根川通羽生領堤ヲ始権現堂川通其外川々共度々堤切入、御府内迄も水開候義有之、右ニては数百ヶ村一円水難ニおよび困窮、其時々一統大御普請も被仰付候得共、格別大水と申程ニ無之候ても度々水難有之候ニ付、何連権現堂川赤堀川双方能流行仕候ハハ水難薄ク可有之思召ニ付、今般赤堀川筋中田宿地内より川妻村大山村地内迄之内所々出張場所切広ヶ之義御見分之上、尚又私共村々地先川筋之義も御見分被成候所、一体赤堀川筋より下利根川通押理床高二相成候ニ付、洲多ク常水之流行少ク通船差障候程之義ニ付、何れも赤堀川御広ヶ双方能致流行候得ハ自然と出洲寄洲押払可申候ニ付、常水之流行水尾立候ハハ低場悪水落方も可宣、芳川々一体水難遁候御儀之旨、私共村々赤堀川付之義ニ付、一通被仰付候段承知仕、然ル所御座候而ハ洪水之瑚水嵩相増、川付村々ハ不申上、水下村々一同難義仕候場所故、前々上筋村々より依頼ニ御見分御純御座候節、右難義之趣御訴訟申上候義御座候、此度通も同様ニ奉存候所、今般は以思召被仰付候御義之旨承知仕候而ハ強而差障り可申上様無御座奉存候、并

水難之湖ハ領主より手当も有之、領主手普請難行届節ハ一統之御普請被成下候義も御座候而取続罷在候村々御座候間、御切広ケニ付而ハ川除危難之場所ニハ御慈悲御普請可奉願義ニも可有御座哉ニ奉存候所、御切広ケ御座候得ハ、領主城下江水当強ク相成候義、此迄迪も出水之湖ハ領分高場村々より防人数相詰メ候程之義ニ付、品々御理解之趣は承知仕候得共、右之次第故、御答当惑仕候間、此段何分御勘弁被成下候様仕度奉願上候、以上

右之通、少も相違不申候程様之書付、印形差上申処如件

享和三亥年閏正月

川妻村・小手指村・水海村・大福田村・三軒屋・台町・山工村・山王山村・塚崎村・境町

右村々名主

組頭

百姓代

御見分役人様

右御役人様御旅宿境町五右衛門方ニ而

葛飾郡右村々三判宛差上申候

其節罷出候者、下小橋四郎右衛門倅・浦向源二郎・金岡博左衛門・染谷五郎兵衛・伏本郷介・一ノ谷左七・下郷廿ケ村惣代百戸数馬・若林七左衛門・長須久太郎・葛飾郡東高野惣右衛門・新田戸仁左衛門・桐ケ作半十郎・占布内組頭一同罷出御慈悲願仕、右一札は此村々ハ差上不中上候

乍恐以書付奉願上候

一此度赤堀川御切広ケ有之哉之御沙汰奉驚、水開村々奉願上候は中利根川通近年至而川床高く、殊ニ右村々之義ハきぬ川落合、増水込ミ上飯沼落堀留水相湛是迄満水、外国々より大水ニ而河通田畑水腐ニ相成、満水之節田堤可防無方便、年々水損多ク困窮至極、猶又入会村々川通満水浴増水押入、先年水損無之田畑迄彩而可水腐ニ相成、定不作等出来、大勢之百姓共一同難義仕候処、此度赤堀川御切広有之候而ハ中利根川通弥増満水ニ相成。新田本地之無隔、一統水開仕候義相聞候、然上ハ百姓家居之所も増水押入、困窮之上極窮必至と差詰離散之百姓も出来候哉難斗、依之無抛る奉申上候、何卒御勘弁之御慈悲而已奉願上候、以上

享和三年亥正月

下猿島郡廿ケ村

御代官様

是ハ関宿御役所様江申候

これによると、今回は御普請は権現堂川と赤堀川の分水関係を改善するための「水行直シ」だということ。それは、利根川が天井川となって多少の洪水でも羽生領堤や権現堂堤を決壊させ、それによる被害が江戸にまで及ぶようになったからである。赤堀川の拡幅で上利根川の洪水を権現堂川と赤堀川双方にほどよく流下させ、水害を避ける。

また、中利根川へ多くの水量を流下させることで付寄州を一掃し、流域での悪水落としを改

善し、滞筋を確保して通航障害を解消させる。

さらには滞筋ができることで流域の水捌けも改善される。

つまり、幕府が掲げる拡幅の目的は、羽生領堤や権現堂堤等を保全することを第一義とし、それは、中利根川での通航の改善、さらには流域での配水環境の改善につながるという。

4 文化六年（1809）赤堀川の拡幅以前と以後の赤堀川・権現堂川・逆川・江戸川への分水関係を確認する必要があること。

現在のように、利根川が本流として鹿島灘へ注ぐようになったのは文化 6 年、赤堀川が幅 40 間（これについても 40 間を拡幅したのか、拡幅して 40 間にしたのか明らかにされていない）に拡幅されて以後のことだとする見解がある。この検討が必要であること。

史料 2(寛政 3 年)

寛政三年（1791）正月、定信の諮問を受けた印格郡惣深新田名主平左衛門による答申の一部（「松平越中守様へ印藩沼堀割一件書上候控」『印材町史』史料集近世編四 一四九）。

只今迄之地形ニ而水行続候所、下総国関宿ニ而二筋ニ相分り、行徳市川御番所前へ落候水七分、下利根川へ流候水三分と奉存候、

これによると、上利根川から赤堀川へ入った流水は、関宿前で逆川を通じて江戸川へ七分、中利根川へ三分が分水されているとある。拡幅前に。赤堀川の流水は 7 割が江戸川へ流下。中利根川の河床状況を変えなければ、拡幅により中利根川への分水量は増えるが、その効果は少ないこと。

寛政 4 年（1792）

寛政 4 年に権現堂堤の保持を名目に、権現堂川流頭部杭出御普請を行、権現堂川への洪水流入を抑えた。（天保 10 年 2 月 「栗橋地内杭出口ロニ付赤堀川筋村々嘆願」五霞町小沢家文書）

寛政 9 年（1797）

江戸川流頭部の関宿関所に大規模な杭出を設置し、江戸川への洪水流入を抑えた。（寛政九年一月 「御用留覚帳」土生津家文書 埼玉県立文書館）

文化 4 年（1807）

再度、権現堂川流頭部への杭出し御普請

文化 5 年（1808）

赤堀川から逆川の流下を減らすため、瀬分堤を築く

文化 6 年（1809）

赤堀川の拡幅

史料 3(文化 10 年) (1813)

先年者両利根川平水大概東利根川江七分、西利根川江三分流落候

(「乍恐以書付奉申上候」(「下利根川西北湖水水行路一件之留」 牛堀町 須田家文書 茨城県歴史館寄託 前掲『幸手市史』五二二~五二七頁)

これは文化十年七月、下利根川の排水不良を克服するために、常陸利根川や霞ヶ浦・北浦の湖水をうける浪逆浦から、鹿島灘へ放水路を掘削しようとする江戸神田松枝町嘉右衛門による嘆願中の一文である。

放水路により下利根川の水行を改善した後に赤堀川を拡幅し、権現堂川への通水を制限することで、江戸の水害を防ごうとする献策である。

一九世紀初頭の通水関係は、かつては赤堀川へ七割、権現堂川へ三割が流れていた(拡幅前は権現堂川へ少なくとも三割以上が流れたのだろう)が、下利根川の排水不良により洪水時には権現堂川へそれ以上が流れ込んだという。

史料 4(天保 8 年) (1837)

天保八年九月、勘定吟味方下役大竹伊平衛が、勘定所へ提出した当該地域の水利分析のなかの一文。(「権現堂川通川除御普請並両川辺領悪水落方之義申上候書付」(前掲『幸手市史』五二七~五三〇頁)

利根川渡良瀬川落合壱瀬ニ罷成、栗橋宿御関所下ニ而平水ニ而は赤堀川江七分、権現堂川江三分相流、及出水候而ハ両川共五分ニ相流候故、出水之度毎権現堂川之方土砂押入追々床高ニ罷成

大竹は権現堂川からの逆水被害を被っていた羽生領地域の治水対策に従事した人物で、赤堀川の拡幅を主張。

そこでは、平水の場合では赤堀川へ七割、権現堂川へ三割が流れたが、出水の際には五分五分であったという。

これは文化 10 年 (1813) の場合と同じである(拡幅以降はこの分水割合)。

史料 5(嘉永 6 年) (1853)

嘉永六年（1853）関宿藩家臣船橋随庵「水行直之論」中の一部（『船橋随庵『水行直之論』
「幸手市史」近世資料編二 五三二~五三七頁）

平水之模様を考るに、中利根川は川床高候故赤堀川之水境町渡場二而分流、関宿城之逆川
江七分、中利根川江三分ならてハ流れ不申

一九世紀半ばでは、中利根川の排水不良のために、平水では赤堀川の水は逆川へ七割が
流れて江戸川へ、中利根川へは三割しか流れ込まなかったという。

これは寛政3年（1791）の場合と同じ。

つまり、寛政9年（1797）の関宿棒出し強化、文化5年の赤堀川瀬分堤も中利根川の河床悪
化を前に無力化されてしまった。

これを史料4（天保8）と合わせ勘案すると、一九世紀以降、平水の場合では上利根川と渡良
瀬川を合わせた水流は、赤堀川へ七割、権現堂川へ三割が流れ込み、さらに中利根川の排水
不良のために赤堀川からは逆川へ七割が流れ、中利根川へは三割しか流れない。

つまり、上利根川の水は、中利根川へ三割ほどしか流れ込まなかつた計算となる。

これは吉田東伍や船橋随庵の意見を裏付けることであり、中・下利根川での水行改善を優
先して行わなければ上利根川の水の多くを中・下利根川へ流下させることは難しいと言
うこと。

中・下利根川での水行改善を伴わずに行われた文化6年（1809）の赤堀川拡幅は、中・下
利根川流域で水害を増やただけで、大きな評価は下せないということ。

それを認識した幕府は、文政期から天保期にかけて改修事業を計画、なかには実施した。
それが文政期の水郷地帯から鹿島灘への放水路開削、下利根川に始まり中利根川まで行わ
れた天保の水行直し、印藩沼からの放水路開削、赤堀川の拡幅計画に繋がる。

まとめ

幕府は、外圧が増す中で都市騒擾の発生を恐れ、江戸や近辺での水害を警戒する。

また、江戸の物流路としての内川廻しを維持する必要も一段と高まってきた。

それが文化6年（1809）の赤堀川拡幅へと繋がるが、中・下利根川流域での河川改修を
伴わないそれは十分な成果をおさめることが出来なかつた。